

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（ロ-①）の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（ロ-①）の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（原油高関連）

【認定要件】

営んでいる事業が属する細分類業種が全て指定業種であって、かつ、①原油等の最近1ヶ月における平均仕入れ単価が前年同時期と比較して20%以上上昇している、②売上原価に占める原油等の割合が20%以上である、③最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている中小企業者。

※ 原油等とは、原油、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス等を指します。

【提出書類】＜個人事業者＞

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し、仕入伝票、仕入帳等）
- ③直近の確定申告書の写し。これにより原油等の仕入価格を確認できない場合は申告書と同期間の原油等の仕入価格が確認できる資料（試算表、仕入帳簿等）の写しを用意してください。
- ④直近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- ⑤許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑥委任状（金融機関が書類提出する場合）

＜法人＞

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し、仕入伝票、仕入帳等）
- ③直近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- ④直近の決算書（申告書）の写し。これにより原油等の仕入価格を確認できない場合は決算書と同期間の原油等の仕入価格が確認できる資料（試算表、仕入帳簿等）の写しを用意してください。
- ⑤現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】

江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（ロ-②）の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（ロ-②）の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（原油高関連）

【認定要件】

営んでいる複数の事業のうち、主たる事業が属する細分類業種が指定業種であって、かつ、主たる業種及び企業全体の双方について①原油等の最近1ヶ月における平均仕入れ単価が前年同時期と比較して20%以上上昇している、②売上原価に占める原油等の仕入価格の割合が20%以上である、③最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている中小企業者。

※ 原油等とは、原油、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス等を指します。

【提出書類】＜個人事業者＞

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②主たる業種及び全体の双方において、最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し、仕入伝票、仕入帳等）
- ③直近の確定申告書の写し。これにより主たる業種及び全体の双方において、原油等の仕入価格を確認できない場合は申告書と同期間の主たる業種及び全体の原油等の仕入価格が確認できる資料（試算表、仕入帳簿等）の写しを用意してください。
- ④ ③の申告書と同期間の主たる業種の売上原価がわかる資料
- ⑤主たる業種及び全体の双方において、直近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

＜法人＞

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②主たる業種及び全体の双方において、最近1か月間及び前年同期の原油等の仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し、仕入伝票、仕入帳等）
- ③主たる業種及び全体の双方において、直近3か月及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- ④直近の決算書（申告書）の写し。これにより主たる業種及び全体の双方において、原油等の仕入価格を確認できない場合は決算書と同期間の主たる業種及び全体の原油等の仕入価格が確認できる資料（試算表、仕入帳簿等）の写しを用意してください。
- ⑤ ④の決算書と同期間の主たる業種の売上原価がわかる資料
- ⑥現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑦許可証の写し（許認可が必要な業種のみ）
- ⑧委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】 江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）

中小企業信用保険法 第2条第5項第5号（ロ-③）の

認定について（ご案内）

（セーフティネット保証5号（ロ-③）の認定について）

（全国的に）業況の悪化している業種（原油高関連）

【認定要件】

複数の事業を営んでいる事業者で、その事業のうち1以上の指定業種に属する事業を営んでおり①指定業種の原油等の最近1ヶ月における平均仕入れ単価が前年同時期と比較して20%以上上昇している、②全体の売上原価に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が20%以上である、③指定業種の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っている、④企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っている中小企業者。

※ 原油等とは、原油、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油及び石油ガス等を指します。

【提出書類】＜個人事業者＞

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近1か月間及び前年同期の指定業種の原油等の仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し、仕入伝票、仕入帳等）
- ③直近の確定申告書の写し。これにより指定業種の原油等の仕入価格を確認できない場合は申告書と同期間の指定業種の原油等の仕入価格が確認できる資料（試算表、仕入帳簿等）の写しを用意してください。
- ④指定業種及び企業全体の双方において、直近3か月及び前年同期の売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- ⑤指定業種において、直近3か月及び前年同期の仕入価格のわかるもの
- ⑥許可証の写し（許認可が必要な業種のみ） ⑦委任状（金融機関が書類提出する場合）

＜法人＞

- ①認定申請書（原本と写し）
- ②最近1か月間及び前年同期の指定業種の原油等の仕入単価がわかるもの（領収書、納品書の写し、仕入伝票、仕入帳等）
- ③指定業種及び全体の双方において、直近3か月及び前年同期の売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等）
- ④直近の決算書（申告書）の写し。これにより指定業種の原油等の仕入価格を確認できない場合は決算書と同期間の指定業種の原油等の仕入価格が確認できる資料（試算表、仕入帳簿等）の写しを用意してください。
- ⑤指定業種において、直近3か月及び前年同期の仕入価格のわかるもの
- ⑥現在事項全部証明書（登記簿謄本等）（3ヶ月以内） ※業種、法人確認のため。写し可
- ⑦許可証の写し（許認可が必要な業種のみ） ⑧委任状（金融機関が書類提出する場合）

【問合せ・申込先】 江南市役所 商工観光課 商工・企業誘致G
0587-54-1111（内線337）